声　　明　　文

九州朝鮮高級学校生徒達が、「高校無償化」の適用を求めて日本国を相手どり、2013年12月19日に提訴して6年10か月、福岡高等裁判所は、2019年3月の福岡地裁小倉支部不当判決に続き、本日、不当な原告（控訴人）敗訴判決を言い渡しました。一昨年からの東京・大阪・愛知の提訴を退けた最高裁決定、そして、先日、16日の広島高裁の不当判決に続く今回の不当判決に対し、「政府に続き、司法までもが『高校無償化』法の趣旨に反し、朝鮮学校差別を公然と行った不当な措置、判決だ」として、私たちは、万感の思いを込めて怒りと抗議の声を上げます。

この間、当時の九州朝鮮高級学校生は、勉学やクラブ活動、友だちとの語らいに費やされるはずの多くの時間を割いて街頭に立ち、「『朝鮮学校だから』ということだけで高校無償化適用除外は差別だし、学ぶ権利はみな平等にあるはずです。」「朝鮮学校で学ぶ私たちにも、日本の学校の生徒と同様に学ぶ権利があることを分かってもらいたいと思っています」などと訴え続けてきましたし、裁判でも意見陳述を行ってきました。

私たち連絡協議会も、これまで、福岡朝鮮学園や弁護団、多くの支援者とともに、街頭宣伝や署名活動、節目の決起集会などを行ってきました。特に、昨年の福岡地裁小倉支部判決後には、毎月「3.14を忘れない、第2木曜日行動」として福岡・天神での街頭宣伝も続けてきました。

しかし、この切実な生徒や保護者、私たちの声は裁判官の心には届かなかったのでしょうか。公正、公平な判断を旨とする裁判所までが朝鮮高級学校生を差別し、傷つける判決に私たちの心は、またもや大きな驚きと怒りで一杯です

私たちは、本日のこの『不当判決』を絶対に認めず、直ちに上告してたたかいます。そして、決してひるむことなく生徒たちを励ましながら、今後とも民族教育の擁護、子どもたちの学ぶ権利の保障を求め、全国の支援者とともに、勝利の日まで共にたたかっていきましょう。

以上、声明とします。

2020 年 10 月 30 日

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会